

用語の解説（調査票 A 関係）

1. 個人属性に関する事項

1 年齢

平成 28 年 10 月 20 日現在における満年齢である。

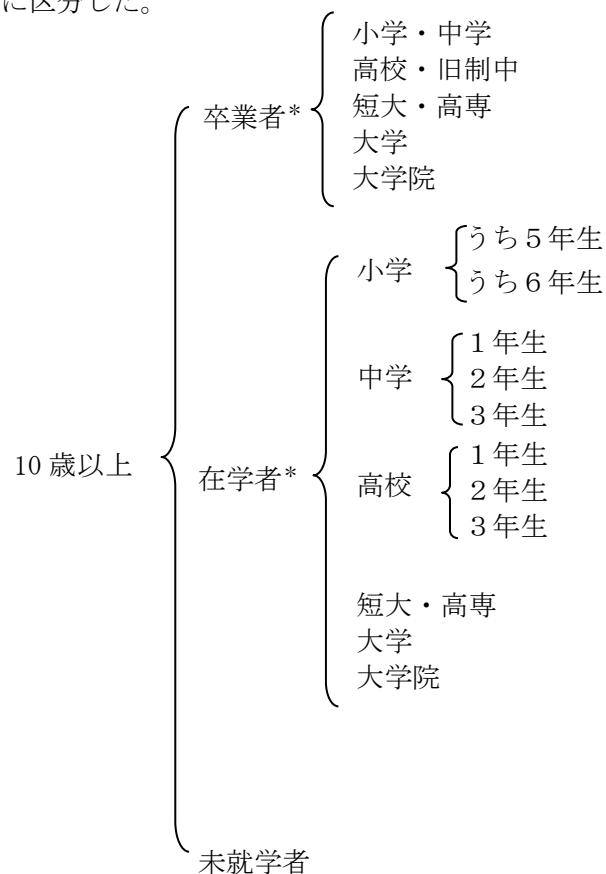
2 配偶関係

配偶関係は、届出の有無に関係なく、実際の状態により、次のように区分した。

- ・未婚……結婚したことがない人。
- ・有配偶……現在、妻又は夫のある人（内縁関係にある人を含む。）。
- ・死別・離別……妻又は夫と死別・離別して、現在独身でいる人。

3 教育

平成 28 年 10 月 20 日現在の状態により、次のように区分した。



*：専門学校は再掲として区分した。

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院などの学校をいい、入学資格や在学年数が同等でこれらの学校の卒業に相当する資格が得られるものを含む。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、語学学校や職員・社員の研修所、養成所、訓練所などは含まない。

専修学校高等課程、各種学校については、入学資格や修業年限により、次のように区分した。

専修学校高等課程（高等専修学校）	
中学卒を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの	高校・旧制中
各種学校	
新高卒を入学資格とする修業年限 2 年以上のもの	短大・高専
中学卒を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの	高校・旧制中

なお、学年については、生年月により区分した。

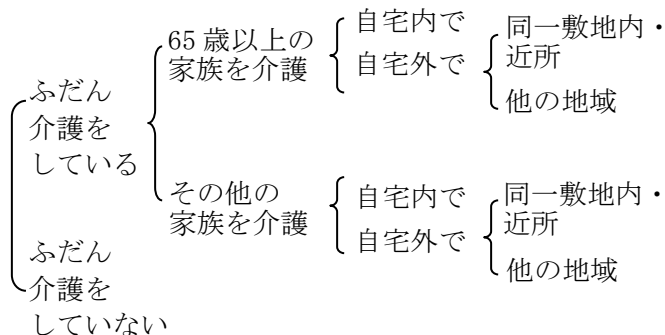
4 ふだんの健康状態

ふだんの健康状態について、最も当てはまる状態により、次のように区分した。

- ・良い
- ・まあ良い
- ・ふつう
- ・あまり良くない
- ・良くない

5 介護の有無・対象

ふだん家族の介護をしているか否か、している場合には誰をどこで介護しているかにより、次のように区分した。

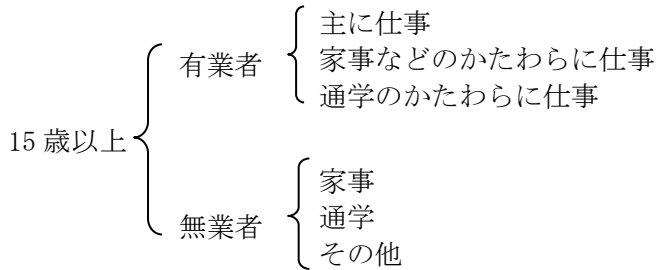


ここでいう介護とは、日常生活における入浴・衣服の着脱・トイレ・移動・食事等の際に、何らかの手助けをすることをいい、介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含む。

なお、一時的に病気等で寝ている人に対する介護の場合は、「ふだん介護をしている」から除いている。

6 ふだんの就業状態

15歳以上の人について、ふだん仕事をしているか否かにより、次のように区分した。



- ・有業者……ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。
なお、自家営業の手伝い（家族従業者）は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者とした。
また、育児休業や介護休業などで仕事を一時的に休んでいる場合は、収入の有無及び休業日数の長短にかかわらず有業者とした。
なお、仕事があつたりなかったりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人など、「ふだんの状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。
- ・無業者……有業者以外の人。

7 就業希望の状況

無業者について、就業希望の状況を次のように区分した。

- ・就業希望であり仕事を探している
- ・就業希望であるが仕事を探していない
- ・非就業希望

ここでいう就業希望とは、将来的なことではなく、現在仕事をしたいと思っているか否かによる。

8 従業上の地位

有業者を従業上の地位により、次のように区分した。

- ・雇用されている人……会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人。住み込みの家事手伝いや臨時雇、パート、アルバイトなどを含む。
なお、会社などの役員は除く。
- ・会社などの役員……会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員。
- ・雇人のある業主……個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人。
- ・雇人のない業主……個人経営の商店主・工場主・

農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者などで、本人又は無給で家業を手伝っている家族とだけで事業を営んでいる人。

- ・自家営業の手伝い（家族従業者）……個人商店や農家などで、店の仕事や農作業などを無給で手伝っている家族。
- ・家庭内の賃仕事（内職）……材料が支給され、大がかりな固定的設備を必要としない仕事を自宅で行っている人。
- ・自営業主……「雇人のある業主」又は「雇人のない業主」の人。

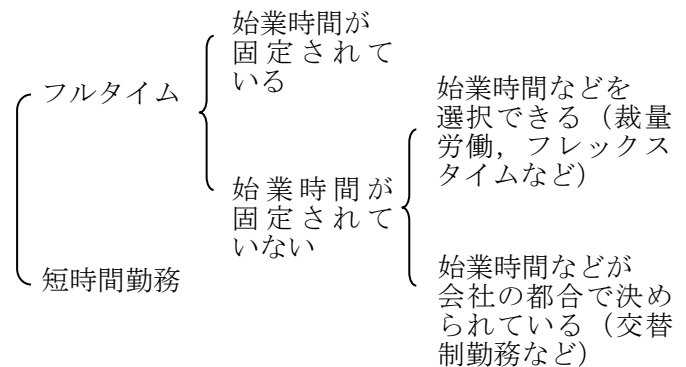
9 雇用形態

雇用されている人については、勤め先での呼称により、次のように区分した。

- ・正規の職員・従業員
- ・パート
- ・アルバイト
- ・契約社員
- ・嘱託
- ・労働者派遣事業所の派遣社員
- ・その他

10 勤務形態

雇用されている人については、勤め先での勤務形態により、次のように区分した。



- ・フルタイム……1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度（1日8時間で週5日など）の場合。
- ・短時間勤務……1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務（1日6時間、1日8時間で週3日など）の場合。

11 年次有給休暇の取得日数

雇用されている人について、年次有給休暇があるか否か、ある場合は、過去1年間（平成27年10月20日～28年10月19日）に実際に取得した日数により区分した。

ただし、現在の仕事に就いて1年未満の人や育児、介護、病気療養のため、この1年間に長期にわたって休暇をとっていた人は「その他」とした。

12 職業

従事した仕事の種類を、国勢調査の職業分類に基づいて分類した。

「別表1 平成28年社会生活基本調査職業分類と平成27年国勢調査職業分類（中分類）の対応表」を参照されたい。

13 従業者規模

勤め先の企業又は自分で経営している企業の規模を、本社、支社、本店、支店、工場、営業所、出張所などを含めた企業全体の従業者数（パートなどを含む。）により区分した。

ただし、国、地方公共団体又は独立行政法人に雇われている場合は、「官公など」とした。

14 週間就業時間

就業規則などで定められている就業時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間数（30分未満は切捨て、30分以上は切上げ）により区分した。

なお、ふだん残業や副業をしている場合には、その時間を含む。

15 希望週間就業時間

希望する時間だけ働けるとすれば、1週間に何時間働きたいかについて、希望する時間により区分した。

ただし、ふだんの就業状態により、次のとおりとした。

- ・有業者……就業を希望しない場合は、「その他」とした。
- ・無業者……現在、就業希望がある者の希望する時間とした。

16 仕事からの個人の年間収入・収益

仕事からの過去1年間（平成27年10月20日～28年10月19日）の収入（税込額）をいう。

自家営業の場合は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益をいう。

なお、この1年の間に新たに仕事に就いた人の場合は、その仕事に就いた時から現在までの収入を基に、1年間働いたとした場合の収入額の見積りによる。

17 ライフステージ

本人の年齢や在学の状態、配偶者や子供と同居か否かなどにより、次のように区分した。

- ・教育を受けている時期
 - 子供、配偶者のいない在学中の者（30歳未満）。在学中の学校により細分した。
 - ・小学生
 - ・中学生
 - ・高校生
 - ・その他の在学者
 - ・独身期
 - 子供、配偶者のいない者。年齢により細分した。
 - ・35歳未満
 - ・35～44歳
 - ・45～64歳
 - ・65歳以上
 - ・子供のいない夫・妻
 - 子供はいないが配偶者がいる者。年齢により細分した。
 - ・35歳未満
 - ・35～44歳
 - ・45～64歳
 - ・65歳以上
 - ・子育て期の夫・妻
 - 配偶者と30歳未満の無業の子供がいる者。末子の就学状況により細分した。
 - ・末子が就学前
 - ・末子が小学生
 - ・末子が中学生
 - ・末子が高校生
 - ・末子がその他
 - ・子育て期のひとり親
 - 30歳未満の無業の子供がおり、配偶者がいない者。末子の就学状況により細分した。
 - ・末子が就学前
 - ・末子がその他
 - ・子供（無業の30歳未満の子供以外）と同居の夫・妻
 - 30歳未満の無業の子供はいないが、その他の子供がおり、配偶者がいる者。
 - ・子供（無業の30歳未満の子供以外）と同居のひとり親
 - 30歳未満の無業の子供はいないが、その他の子供がおり、配偶者がいない者。
- なお、本人の「子供」及び「配偶者」の有無は、本人と同一世帯内にいるか否かによる。また、「子供」には実子のほか、子の配偶者や配偶者の子を含む。

2. 世帯属性に関する事項

18 世帯

住居と生計を共にしている人の集まりをいう。

一人で1戸を構えて暮らしている人や、間借り、寮・寄宿舍・下宿屋などに居住する単身者はその一人一人を1つの世帯とした。

19 世帯の家族類型

世帯をその構成により、次のように区分した。

- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と子供の世帯
- ・夫婦と両親の世帯
 - ・夫婦と夫の両親の世帯
 - ・夫婦と妻の両親の世帯
- ・夫婦とひとり親の世帯
 - ・夫婦と夫のひとり親の世帯
 - ・夫婦と夫の男親の世帯
 - ・夫婦と夫の女親の世帯
 - ・夫婦と妻のひとり親の世帯
 - ・夫婦と妻の男親の世帯
 - ・夫婦と妻の女親の世帯
- ・夫婦、子供と両親の世帯
 - ・夫婦、子供と夫の両親の世帯
 - ・夫婦、子供と妻の両親の世帯
- ・夫婦、子供とひとり親の世帯
 - ・夫婦、子供と夫のひとり親の世帯
 - ・夫婦、子供と夫の男親の世帯
 - ・夫婦、子供と夫の女親の世帯
 - ・夫婦、子供と妻のひとり親の世帯
 - ・夫婦、子供と妻の男親の世帯
 - ・夫婦、子供と妻の女親の世帯
- ・高齢者夫婦世帯……夫婦のみの世帯のうち、夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯。
- ・母子世帯……有配偶でない母と20歳未満の未婚の子供から成る世帯。
- ・父子世帯……有配偶でない父と20歳未満の未婚の子供から成る世帯。
- ・単身世帯……一人の世帯。

なお、この「世帯の家族類型」での夫婦とは、世帯内で最も若い世代の夫婦のことをいう。世帯内に2組以上の夫婦がいる場合の夫・妻とは、この夫婦に該当するものをいい、親、子供(未婚の子に限る。)とは、この夫婦からみた続き柄としての親又は子供をいう。

20 単身世帯の区分

単身世帯を、次のように区分した。

- ・単身赴任……配偶者又は扶養親族のある給与所得者で、会社などの命令により生活の本拠としていた住居を離れ、一人で3か月以上(その見込みを含む。)生活している場合。出稼ぎ者を含む。
- ・その他

21 共働きか否かの別

夫婦のいる世帯を、夫と妻のふだんの就業状態により、次のように区分した。

- ・夫が有業で妻も有業(共働き)
- ・夫が有業で妻が無業
- ・夫が無業で妻が有業
- ・夫が無業で妻も無業

22 住居の種類

各世帯の住居を、その所有関係により、次のように区分した。

- ・持ち家……その世帯が所有している住宅。登記がまだ済んでいない場合や、分割払いで支払いが完了していない場合を含む。
- ・民営の賃貸住宅
- ・都市再生機構・公営などの賃貸住宅
- ・給与住宅……社宅、公務員住宅など、勤め先の会社・官公庁・雇主などが所有又は管理している住宅に住んでいる場合。
なお、会社・雇主などが借りている一般の住宅に住んでいる場合を含む。
- ・住宅に間借り・寄宿舍・その他

住宅に間借り……他の世帯が住んでいる住宅(持ち家・借家・給与住宅)の一部の部屋を借りて住んでいる場合。

なお、その借りている部分が次の①～③の全てに当てはまる場合は、「住宅に間借り」ではなく「民営の賃貸住宅」とした。

- ①他の居住部分と完全に仕切られており、専用の居住室がある。
- ②専用の出入口がある(共用の廊下などを通して出入りできる場合を含む。)
- ③専用の流しと便所がある(共用でも、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使える場合を含む。)

23 自家用車の有無

「自家用車あり」とは、所有権の有無に関係なく、世帯員が常時使用できる自家用車がある場合をいう。ただし、業務用のみに使用している車は除く。

24 世帯の年間収入

全ての世帯員の過去1年間（平成27年10月20日～28年10月19日）の収入（税込み額）の合計をいう。

自家営業の場合は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益をいう。

収入は、仕事からの収入だけでなく、年金・恩給などの給付金、配当金、仕送り金などを含む。ただし、財産の売却、預貯金の引き出しによる収入及び相続、贈与、退職金など経常的でない収入は除く。

なお、この1年の間に新たに仕事に就いた人の場合は、その仕事に就いた時から現在までの収入を基に、1年間働いたとした場合の収入額の見積りによる。

25 介護支援の利用の状況

介護支援とは、別居の親族からの手助けや介護サービス（訪問介護、デイサービス）などをいう。

介護には、介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含む。

3. 1日の生活時間に関する事項

26 行動の種類

1日の行動を20種類に分類し、時間帯(15分単位)別の行動状況（同時に2種類以上の行動をした場合は、主なもの1つ）を調査した。

20種類の行動を大きく3つの活動にまとめ、睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の各人が自由に使える時間における活動を「3次活動」とした。

各行動の内容例示については、「別表2 行動の種類の内容例示一覧」を参照されたい。

- | | | |
|------|---|--------------------------------|
| 1次活動 | } | 睡眠 |
| | | 身の回りの用事 |
| | | 食事 |
| 2次活動 | } | 通勤・通学 |
| | | 仕事（収入を伴う仕事） |
| | | 学業（学生が学校の授業やそれに
関連して行う学習活動） |
| | | 家事 |
| | | 介護・看護 |
| | | 育児 |
| | | 買い物 |

3次活動

- | | |
|-------|------------------|
| } | 移動（通勤・通学を除く） |
| | テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 |
| | 休養・くつろぎ |
| | 学習・自己啓発・訓練（学業以外） |
| | 趣味・娯楽 |
| | スポーツ |
| | ボランティア活動・社会参加活動 |
| | 交際・付き合い |
| 受診・療養 | |
| その他 | |

27 この日の行動の種類

生活時間の調査日の状況を、次の区分で調査した。（複数回答あり）

- ・旅行・行楽
- ・行事または冠婚葬祭（半日以上の参加）
- ・出張・研修など
- ・在宅勤務
- ・療養
- ・休みの日（休暇・休日など）
- ・育児休業・子の看護休暇
- ・介護休業・介護休暇
- ・その他

集計においては、次の区分で表章している。

- | | |
|---|--|
| } | ふだんの日… 「その他」にのみ記入のある日。
ただし、有業者は「在宅勤務」にのみ記入、「その他」及び「在宅勤務」にのみ記入のある日も含む。 |
| | 休みの日… 「休みの日」に記入のある日。ただし、有業者は「育児休業・子の看護休暇」又は「介護休業・介護休暇」に記入のある日も含む。 |

さらに、曜日と組み合わせて、次の区分で表章している。

- | | |
|---|--|
| } | 仕事のある日… 有業者について、「その他」にのみ記入、「在宅勤務」にのみ記入、「その他」及び「在宅勤務」にのみ記入のある日。 |
| | 仕事のない日… 有業者について、「休みの日」、「育児休業・子の看護休暇」又は「介護休業・介護休暇」に記入のある日。 |
| } | 学校のない土曜日… 在学者について、「休みの日」に記入のある土曜日。 |
| | 学校のある土曜日… 在学者について、「休みの日」に記入のない土曜日。 |

28 この日の天気

生活時間の調査日における天気の状況を、次のように区分した。

- ・一日中雨
- ・一時雨
- ・降雨なし

29 一緒にいた人

1日の行動に関し、時間帯(15分単位)別に一緒にいた人を、次の区分で調査した。

ここで「一緒にいた」とは、普通に会話ができる程度の距離にいる場合をいう。ただし、近くに知っている人が誰もいない場合や睡眠中は「一人で」としている。

- ・一人で
- ・家族
- ・学校・職場の人
- ・その他の人

30 平均時間

行動の種類別平均時間は、一人1日当たりの平均行動時間数で、総平均と行動者平均、曜日別平均と週全体平均とがある。

- ・総平均……該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均。
- ・行動者平均……該当する種類の行動をした人のみについての平均。
- ・曜日別平均……調査の曜日ごとに平均値を算出したもの。平日平均(月曜日～金曜日の平均値)、月曜日～日曜日平均がある。
- ・週全体平均……次の式により曜日別結果を平均して算出した。

$$\frac{(\text{月曜日平均} + \dots + \text{日曜日平均})}{7}$$

ただし、ある曜日に当該属性を持つ客体が存在しない場合は以下のとおり算出した。

- ・週全体の総平均時間

$$\frac{(5 \times \text{平日平均} + \text{土曜日平均} + \text{日曜日平均})}{7}$$

注：平日、土曜日及び日曜日のうち、1つでも当該属性を持つ客体が存在しない場合は、算出せず「-」で表章した。

- ・週全体の行動者平均時間

$$\frac{(\text{月曜日平均} + \dots + \text{日曜日平均}) *}{\text{月曜日～日曜日の当該行動者のいる曜日数}}$$

*：当該行動者のいる曜日のみ。

31 行動者数

調査日に当該行動をした人の数。

32 行動者率

$$\frac{\text{行動者数}}{\text{属性別の人口}} \times 100 (\%)$$

ただし、スマートフォン・パソコンなどの使用目的別の行動者率については以下のとおり算出した。

$$\frac{\text{使用目的別の行動者数}}{\text{属性別の人口のうちスマートフォン・パソコンなどを使用した人口}*} \times 100 (\%)$$

*：ここでいう「使用した」とは、「スマートフォン・パソコンなどの使用」の「使用時間」が「使用しなかった」以外のものをいう。

33 スマートフォン・パソコンなどの使用

ここでいう「スマートフォン・パソコンなど」とは、スマートフォン・パソコンのほか、携帯電話、タブレット型端末(液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する板状の携帯情報端末)を含む。ゲーム機や携帯音楽プレイヤーは含まない。

ここでいう「使用」とは、学業や仕事以外で使用した場合で、インターネット接続により得るサービスの使用をいう(インターネット接続により入手したアプリや音楽などの使用を含む)。

(1) 使用目的、使用時間帯

時間帯(3時間単位)別にスマートフォン・パソコンなどの使用用途を、次の区分で調査した。

- ネットショッピング
- 趣味・娯楽
- 交際・つきあい・コミュニケーション
 - 家族と
 - 友人・知人と
 - 家族・友人・知人以外の人と
- その他の使用

(2) 使用時間

生活時間の調査日における、スマートフォン・パソコンなどを使用した合計時間数を次のように区分して調査した。

- ・まったく使用しなかった
- ・1時間未満
- ・1～3時間未満
- ・3～6時間未満
- ・6～12時間未満
- ・12時間以上

4. 平均時刻に関する事項

34 行動開始・終了時刻

連続する2日間の時間帯別の行動の状況から、主な行動の開始又は終了時刻を次のとおり設定した。

なお、結果表章に用いた曜日は1日目の曜日とした。

- ・起床時刻…0時以降、12時前に始まり、60分を超えて続く最初の睡眠の終了時刻。なお、睡眠と睡眠の間の睡眠以外の行動が30分以内の場合は、睡眠が続いているとした。
- ・朝食開始時刻…4時以降、11時前に始まる最初の食事開始時刻。
- ・夕食開始時刻…16時以降、24時（翌日0時）前に始まる最初の食事開始時刻。
- ・就寝時刻…17時以降、36時（翌日12時）前に始まり、60分を超えて続く睡眠の開始時刻。

該当の睡眠が2行動以上ある場合は、睡眠継続時間が最長の睡眠（継続時間が同じ場合は、早く現れる方の睡眠）の開始時刻とした。なお、睡眠と睡眠の間の睡眠以外の行動が30分以内の場合は、睡眠が続いているとした。

- ・出勤時刻…0時15分以降、24時（翌日0時）前に始まる最初の仕事の前にある通勤・通学の開始時刻。最初の仕事の前に通勤・通学がなく、他の仕事の前に通勤・通学がある場合は最初の仕事を前日からの仕事又は持ち帰り仕事とみなし、その次に現れる仕事の前の通勤・通学の開始時刻とした。他の仕事の前にも通勤・通学がない場合は最初の仕事の開始時刻とした。
- ・仕事からの帰宅時刻…0時15分以降、24時（翌日0時）前に始まる最後の仕事の後にある通勤・通学の終了時刻。最後の仕事の前後に通勤・通学がなく、それ以前に現れる仕事の後に通勤・通学がある場合は最後の仕事をもち帰り仕事とみなし、それ以前に現れる仕事の後の通勤・通学の終了時刻とし、他の仕事の後にも通勤・通

学がない場合は最後の仕事の終了時刻とした。

なお、最後の仕事の後に通勤・通学はないが、仕事の前に通勤・通学があり、かつそれ以前の仕事の後にも通勤・通学がある場合は、変則勤務又は複数の仕事に従事しているとみなし、仕事からの帰宅時刻は「不詳」とした。

35 行動者数（構成比）

行動者総数に占める各行動（開始又は終了）時刻（15分刻み）別行動者数の割合をいう。

36 行動者率

$$\frac{\text{行動者数}}{\text{属性別の人口}} \times 100 (\%)$$

37 平均時刻（時：分）

各行動開始又は終了時刻（1日目の午前0時からの経過時間数）別の行動者数に基づき、次の式により算出した。

$$\frac{\sum (\text{1日目午前0時からの経過時間数} \times \text{行動者数})}{\text{行動者数}}$$

なお、仕事からの帰宅時刻については「不詳」は除いて算出した。

5. 1年間の生活行動に関する事項

「学習・自己啓発・訓練」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」及び「旅行・行楽」について、過去1年間（平成27年10月20日～28年10月19日）に、それぞれの種類別に活動を行ったか否か、行った場合には、活動頻度や目的、共にした人などを調査した。

38 学習・自己啓発・訓練

個人の自由時間の中で行う学習・自己啓発・訓練で、社会人が仕事として行うものや、学生が学業として行うものは除く。

(1) 学習・自己啓発・訓練の種類

学習・自己啓発・訓練の内容により次のように区分した。

- ・英語
- ・英語以外の外国語
- ・パソコンなどの情報処理
- ・商業実務・ビジネス関係
- ・介護関係
- ・家政・家事（料理・裁縫・家庭経営など）

- ・人文・社会・自然科学（歴史・経済・数学・生物など）
- ・芸術・文化
- ・その他

内容例示については、「別表3 学習・自己啓発・訓練の内容例示一覧」を参照されたい。

(2) 目的

- ・自分の教養を高めるため
- ・仕事につくため
- ・現在の仕事に役立てるため
- ・その他

(3) 方法

- | | | |
|---|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> 学級・講座・教室など 講演会など 通信教育 テレビ・ラジオ 職場での時間外 各種学校・専修学校 ハローワークを通じた職業訓練など その他（上記以外、個人教授につく場合など） | } | 市町村等が行うもの |
| | | 民間が行うもの |
| | | 大学等が行うもの |

39 スポーツ

個人の自由時間の中で行うスポーツをいう。

児童・生徒・学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が仕事として行うものを除き、次の22種類に区分した。

- ・野球（キャッチボールを含む）
- ・ソフトボール
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・サッカー（フットサルを含む）
- ・卓球
- ・テニス
- ・バドミントン
- ・ゴルフ（練習場を含む）
- ・柔道
- ・剣道
- ・ゲートボール
- ・ボウリング
- ・つり
- ・水泳
- ・スキー・スノーボード
- ・登山・ハイキング
- ・サイクリング
- ・ジョギング・マラソン
- ・ウォーキング・軽い体操

- ・器具を使ったトレーニング
- ・その他のスポーツ

40 趣味・娯楽

個人の自由時間の中で行うものをいい、次の34種類に区分した。

- ・スポーツ観覧（テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く）
- ・美術鑑賞（テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く）
- ・演芸・演劇・舞踊鑑賞（テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く）
- ・映画館での映画鑑賞
- ・映画館以外での映画鑑賞（テレビ・DVD・パソコンなど）
- ・音楽会などによるクラシック音楽鑑賞
- ・音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞
- ・CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞
- ・楽器の演奏
- ・邦楽（民謡、日本古来の音楽を含む）
- ・コーラス・声楽
- ・カラオケ
- ・邦舞・おどり
- ・洋舞・社交ダンス
- ・書道
- ・華道
- ・茶道
- ・和裁・洋裁
- ・編み物・手芸
- ・趣味としての料理・菓子作り
- ・園芸・庭いじり・ガーデニング
- ・日曜大工
- ・絵画・彫刻の制作
- ・陶芸・工芸
- ・写真の撮影・プリント
- ・詩・和歌・俳句・小説などの創作
- ・趣味としての読書
- ・囲碁
- ・将棋
- ・パチンコ
- ・テレビゲーム・パソコンゲーム（家庭で行うもの、携帯用を含む）
- ・遊園地、動植物園、水族館などの見物
- ・キャンプ
- ・その他の趣味・娯楽

41 ボランティア活動

報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行

う活動をいう。

活動のための交通費など実費程度の金額の支払いを受けても報酬とみなさず、その活動はボランティア活動に含む。

なお、ボランティア団体が開催する催し物などへの単なる参加は除く。

(1) ボランティア活動の種類

- ・健康や医療サービスに関係した活動
(献血, 入院患者の話し相手, 安全な食品を広めることなど)
- ・高齢者を対象とした活動
(高齢者の日常生活の手助け, 高齢者とのレクリエーションなど)
- ・障害者を対象とした活動
(手話, 点訳, 朗読, 障害者の社会参加の協力など)
- ・子供を対象とした活動
(子供会の世話, 子育て支援ボランティア, 学校行事の手伝いなど)
- ・スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動
(スポーツを教えること, 日本古来の文化を広めること, 美術館ガイド, 講演会・シンポジウム等の開催など)
- ・まちづくりのための活動
(道路や公園等の清掃, 花いっぱい運動, まちおこしなど)
- ・安全な生活のための活動
(防災活動, 防犯活動, 交通安全運動など)
- ・自然や環境を守るための活動
(野鳥の観察と保護, 森林や緑を守る活動, リサイクル運動, ゴミを減らす活動など)
- ・災害に関係した活動
(災害を受けた人に食べものや着るものを送ること, 炊き出しなど)
- ・国際協力に関係した活動
(海外支援協力, 難民支援, 日本にいる外国人への支援活動など)
- ・その他
(人権を守るための活動, 平和のための活動など)

内容例示については、「別表4 ボランティア活動の内容例示一覧」を参照されたい。

(2) 活動の形態

ボランティア活動について、その活動形態により、次のように区分した。

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 団体等に加入して行っている | } | ボランティアを目的とするクラブ・サークル, 市民団体など |
| | | NPO (特定非営利活動法人)
地域社会とのつながりの強い町内会などの組織
その他の団体 |
| 団体等に加入しないで行っている | | |

- ・ボランティアを目的とするクラブ・サークル, 市民団体など……日赤奉仕団 (自治会, 町内会と一体の機能を持っている場合を除く。), ライ

オンズクラブ, 大学のボランティアサークルなど。

- ・NPO (特定非営利活動法人) ……特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) に基づき法人格を取得した団体。
- ・地域社会とのつながりの強い町内会などの組織…
…町内会, 老人クラブ, 青年団, 自治会, 婦人会など地域社会とのつながりの強い団体で, ボランティアを主たる目的としない団体。
- ・その他の団体……ボランティアを主たる目的としないその他の団体 (PTAなど)。
- ・団体等に参加しないで行っている……団体などに加入せず個人で行っている場合や国から民生委員, 児童委員, 保護司, 行政相談委員などに委嘱されている場合などは, 団体等に参加しないで行っているとした。

42 旅行・行楽

旅行とは, 1泊2日以上にわたって行う全ての旅行をいう。

行楽とは, 日常生活圏を離れて宿泊を伴わず半日以上かけて行うものをいう。また, 夜行日帰りを含む。

(1) 旅行の種類

- | | | |
|------|---|----------------------------------|
| 国内旅行 | } | 観光旅行 (レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む。) |
| | | 帰省・訪問などの旅行 |
| 海外旅行 | { | 観光旅行 (レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む。) |

なお, 「帰省・訪問などの旅行」には, そのついでに観光旅行をした場合も含めた。

(2) 共にした人

- ・家族と……同居していない家族も含む。
- ・学校・職場の人と……在学中の学校の友人 (各種学校や専修学校の場合を含む。) や働いている職場の同僚など。
- ・地域の人と……隣近所や同じ町内の人など。
- ・友人・知人・その他の人と……職場・学校, 地域以外の友人・知人や家族でも知人でもない人, 例えば, 面識のない不特定の人など。
- ・一人で

43 頻度

該当する活動を過去1年間 (平成27年10月20日~28年10月19日) にどの程度行ったかを, 「旅行・行楽」については回数で, その他の活動については, 次のように区分して調査した。

- ・年に1～4日
- ・年に5～9日
- ・年に10～19日（月に1日）
- ・年に20～39日（月に2～3日）
- ・年に40～99日（週に1日）
- ・年に100～199日（週に2～3日）
- ・年に200日以上（週に4日以上）
- ・何日ぐらいしたかわからない

44 行動者数

過去1年間（平成27年10月20日～28年10月19日）に該当する種類の活動を行った人の数。

45 行動者率

$$\frac{\text{行動者数}}{\text{属性別の人口}} \times 100 (\%)$$

46 平均行動日数

行動者について平均した過去1年間（平成27年10月20日～28年10月19日）の行動日数。

活動頻度別の行動者数に基づき、次の式により算出した。

なお、「何日ぐらいしたかわからない」については除いて算出した。

$$\frac{\sum (\text{頻度階級の中央値} \times \text{頻度階級の行動者数})}{\sum \text{頻度階級の行動者数}}$$

各頻度階級の中央値は次の値とした。

頻度階級	中央値
年に1～4日	2.5日
年に5～9日	7.0日
年に10～19日（月に1日）	14.5日
年に20～39日（月に2～3日）	29.5日
年に40～99日（週に1日）	69.5日
年に100～199日（週に2～3日）	149.5日
年に200日以上（週に4日以上）	282.5日

47 1日当たりの平均時間

行動者について平均した過去1年間（平成27年10月20日～28年10月19日）の1日当たりの行動時間（ボランティア活動のみ）。

6. 地域区分

この調査の結果表章で用いた地域区分は次のとおりである。

(1) 都道府県 …………… (47 区分)

(2) 14 地域 …………… (14 区分)

- ・北海道（北海道）
- ・東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・関東Ⅰ（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
- ・関東Ⅱ（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県）
- ・北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）
- ・東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ・近畿Ⅰ（京都府、大阪府、兵庫県）
- ・近畿Ⅱ（滋賀県、奈良県、和歌山県）
- ・山陰（鳥取県、島根県）
- ・山陽（岡山県、広島県、山口県）
- ・四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ・北九州（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県）
- ・南九州（熊本県、宮崎県、鹿児島県）
- ・沖縄（沖縄県）

(3) 大都市圏（注1）…………… (11 区分, 3 区分)

本調査においては、平成22年国勢調査結果に基づき、次の11大都市圏及び3大都市圏とそれ以外の地域に区分し、表章している。

<11 大都市圏> () 内は中心市。

- ・札幌大都市圏（札幌市）
- ・仙台大都市圏（仙台市）
- ・関東大都市圏（さいたま市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、相模原市）
- ・新潟大都市圏（新潟市）
- ・静岡・浜松大都市圏（静岡市、浜松市）
- ・中京大都市圏（名古屋市）
- ・近畿大都市圏（京都市、大阪市、堺市、神戸市）
- ・岡山大都市圏（岡山市）
- ・広島大都市圏（広島市）
- ・北九州・福岡大都市圏（北九州市、福岡市）
- ・熊本大都市圏（熊本市）

<3 大都市圏>

上記大都市圏のうち、関東大都市圏、中京大都市圏及び近畿大都市圏を3大都市圏として表章している。

(4) 都市階級（注2）…………… (5 区分)

平成27年国勢調査の人口により区分している。

なお、市町村の境域は平成28年10月20日現在の境域による。

- ・大都市（人口 100 万以上の市）
- ・中都市（人口 15 万以上 100 万未満の市）
- ・小都市A（人口 5 万以上 15 万未満の市）
- ・小都市B（人口 5 万未満の市）
- ・町村

の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上）が隣接し、それらの地域の人口が平成 27 年国勢調査時に 5,000 人以上を有している地域をいう。

(5)人口集中地区（注 3）

平成 27 年国勢調査結果に基づき、調査区ごとに人口集中地区か否かを区分している。

なお、調査区内に人口集中と非人口集中の基本単位区が混在している場合は、人口集中地区とした。

(注 1) 大都市圏は、次の要件を備えた当該圏域の核となる中心市及びこれに隣接する周辺市町村により形成される圏域である。なお、大都市圏設定には平成 22 年国勢調査の通勤通学人口を用いているが、構成する市町村及び中心市の境界は平成 28 年 10 月 20 日現在の境界による。

- ・中心市 …………… 政令指定都市及び東京都特別区部。
ただし、中心市が互いに近接している場合は、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して、一つの大都市圏とする。
- ・周辺市町村 ……… 中心市への通勤・通学者数（15 歳以上）の割合がその市町村の常住人口の 1.5%以上であり、かつ、中心市と接続している市町村。
ただし、中心市への通勤・通学者数の割合が 1.5%未満であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した場合は、周辺市町村とする。

(注 2) 都市階級区分は、昭和 61 年以前の調査、平成 3 年、平成 8 年以降の調査では区分の仕方が異なるので、時系列比較には注意されたい。

なお、相違点は下表のとおりである。

区 分	昭和 51, 56, 61 年	平成 3 年	平成 8 年以降
大都市	人口 30 万以上	人口 100 万以上, 政令指定都市	人口 100 万以上
中都市	人口 15 万～30 万未満	人口 15 万～ 100 万未満	同左
小都市 A	人口 5 万～15 万未満	同左	同左
小都市 B	人口 5 万未満	同左	同左
町 村 A	自治省広域市 町村圏の中心 市に隣接する 町村	} 町 村	同左
町 村 B	自治省広域市 町村圏の中心 市に隣接しな い町村		

(注 3) 人口集中地区とは、国勢調査の基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区を基礎単位とし、市区町村

別表1 平成28年社会生活基本調査職業分類と平成27年国勢調査職業分類(中分類)の対応表

平成28年社会生活基本調査職業分類	平成27年国勢調査職業分類(中分類)
管理的職業従事者	管理的職業従事者 管理的公務員 法人・団体役員 その他の管理的職業従事者
専門的・技術的職業従事者	専門的・技術的職業従事者
技術者	技術者
保健医療従事者	保健医療従事者
教員	教員
その他の専門的・技術的職業従事者	研究者 社会福祉専門職業従事者 法務従事者 経営・金融・保険専門職業従事者 宗教家 著述家、記者、編集者 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 音楽家、舞台芸術家 その他の専門的職業従事者
事務従事者	事務従事者
一般事務従事者	一般事務従事者
会計事務従事者	会計事務従事者
その他の事務従事者	生産関連事務従事者 営業・販売事務従事者 外勤事務従事者 運輸・郵便事務従事者 事務用機器操作員
販売従事者	販売従事者
商品販売従事者	商品販売従事者
販売類似職業従事者	販売類似職業従事者
営業職業従事者	営業職業従事者
サービス職業従事者	サービス職業従事者
介護サービス職業従事者	介護サービス職業従事者
生活衛生サービス職業従事者	生活衛生サービス職業従事者
飲食物調理従事者	飲食物調理従事者
接客・給仕職業従事者	接客・給仕職業従事者
その他のサービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者 保健医療サービス職業従事者 居住施設・ビル等管理人 その他のサービス職業従事者
保安職業従事者	保安職業従事者
農林漁業従事者	農林漁業従事者
	農業従事者 林業従事者 漁業従事者
生産工程従事者	生産工程従事者
製品製造・加工処理従事者(金属製品)	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
機械組立従事者	機械組立従事者
機械整備・修理従事者	機械整備・修理従事者
製品検査従事者	製品検査従事者
機械検査従事者	機械検査従事者
生産関連・生産類似作業従事者	生産関連・生産類似作業従事者
輸送・機械運転従事者	輸送・機械運転従事者
	鉄道運転従事者 自動車運転従事者 船舶・航空機運転従事者 その他の輸送従事者 定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設・採掘従事者
	建設・土木作業従事者 電気工事従事者 採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬・清掃・包装等従事者
運搬従事者	運搬従事者
清掃従事者	清掃従事者
その他の運搬・清掃・包装等従事者	包装従事者 その他の運搬・清掃・包装等従事者
分類不能の職業	分類不能の職業

別表2 行動の種類の内容例示一覧

行動の種類	内容例示	備考
1 睡眠	夜間の睡眠 昼寝 仮眠 ベッドで眠りに落ちるのを待つ	・就寝から起床までの時間をいう。 ・うたたねは「13 休養・くつろぎ」とする。
2 身の回りの用事	洗顔 入浴 トイレ 身じたく 着替え 化粧 整髪 ひげそり 理美容室でのパーマ・カット エステ 巡回入浴サービスを利用した入浴	・自分のための用事をいう。 ・炊事、掃除、洗濯は「7 家事」とする。 ・介護サービスなどを利用して行う場合もここに含める。
3 食事	家庭での食事・飲食 外食店などでの食事・飲食 学校給食 仕事場での食事・飲食	・交際のための食事・飲食は「18 交際・つきあい」とする。 ・間食(おやつ)は「13 休養・くつろぎ」とする。
4 通勤・通学	自宅と仕事場の行き帰り 自宅と学校(各種学校・専修学校を含む)との行き帰り	・途中で寄り道をした場合も、ふだんの経路を大きくはずれない場合の移動の時間はここに含める。
5 仕事	通常の仕事 仕事の準備・後片付け 残業 自宅に持ち帰ってする仕事 アルバイト 内職 自家営業の手伝い 仕事中の移動	・本人または自家の収入を伴う仕事をいう。 ・休憩時間などのため仕事をしない時間は除く。 ・出張先への行き帰りの移動は「11 移動」とする。
6 学業	学校(小学・中学・高校・高専・短大・大学・大学院・予備校など)の授業や予習・復習・宿題 校内清掃 ホームルーム 家庭教師に習う 学園祭の準備	・必修科目として行うものでないクラブ活動・部活動はその内容により「15 趣味・娯楽」、または「16 スポーツ」とする。 ・学習塾での勉強はここに含める。
7 家事	炊事 食事の後片付け 掃除 ゴミ捨て 洗濯 アイロン かけ つくろいもの ふとん干し 衣類の整理片付け 家族の身の回りの世話 家計簿の記入 株価のチェック・株式の売買 庭の草とり 銀行・市役所などの用事 車の手入れ 家具の修繕	・通勤・通学者などの送迎はここに含める。 ・自家消費用の作物の栽培などもここに含める。ただし、趣味として行っている場合は「15 趣味・娯楽」とする。 ・インターネットによる株価のチェック・株式の売買もここに含める。
8 介護・看護	家族・他の世帯にいる親族に対する日常生活における 入浴・トイレ・移動・食事などの手助け 看病	・一時的な病気などで寝ている家族に対する介護・看護もここに含める。 ・家族以外の人に対する無報酬の介護・看護は「17 ボランティア活動・社会参加活動」とする。
9 育児	乳幼児の世話 子供のつきそい 子供の勉強の相手 子供の遊びの相手 乳幼児の送迎 保護者会に出席	・子供の教育に関する行動を含む。 ・就学後の子供の身の回りの世話は「7 家事」とする。
10 買い物	食料品・日用品・電化製品・レジャー用品など各種の 買い物 DVDのレンタル	・ウィンドーショッピング、インターネットによる買い物も含む。
11 移動 (通勤・通学を除く)	電車やバスに乗っている時間・待ち時間・乗換え時間 自動車に乗っている時間 歩いている時間	・「4 通勤・通学」以外の移動で、出発地から目的地までの時間をいう。
12 テレビ・ラジオ・ 新聞・雑誌	テレビ・ラジオの視聴 新聞・雑誌の講読 テレビから 録画した番組を見る インターネットでニュースを読む	・テレビ(録画を含む)・ラジオ(録音を含む)・新聞・雑誌による学習は「14 学習・自己啓発・訓練(学業以外)」とする。 ・購入・レンタルなどによるDVDの視聴は「14 学習・自己啓発・訓練(学業以外)」または「15 趣味・娯楽」などとする。
13 休養・くつろぎ	家族との団らん 仕事場または学校の休憩時間 おやつ・ お茶の時間 食休み うたたね 家族の見舞い	・テレビ・ラジオなどを視聴しながらくつろいだ時間は「12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」とする。
14 学習・自己啓発 ・訓練(学業以外)	学級・講座・教室 社会通信教育 テレビ・ラジオによる 学習 クラブ活動・部活動で行うパソコン学習など 自動車教習	・個人の自由時間に行う学習をいう。 ・職場で命ぜられて受けた研修は「5 仕事」とする。 ・学校の宿題の「自由研究」は「6 学業」とする。
15 趣味・娯楽	映画・美術・スポーツなどの観覧・鑑賞 観光地の見物 ドライブ ペットの世話 ゲーム機で遊ぶ 趣味としての 読書(漫画を含む) クラブ活動・部活動で行う楽器の演奏	・菓子作り・園芸・日曜大工など、趣味として行っている場合はここに含める。
16 スポーツ	各種競技会 全身運動を伴う遊び 家庭での美容体操 クラブ活動・部活動で行う野球など(学生が授業などで 行うスポーツを除く) つり	・運動としての散歩を含む。ただし、特別の目的がある移動(職場に歩いて行く)は含めない。
17 ボランティア活動 ・社会参加活動	(ボランティア活動) 道路や公園の清掃 施設の慰問 点訳 手話 災害地など への援護物資の調達 献血 高齢者の日常生活の手助け 民生委員 子供会の世話 美術館ガイド リサイクル運動 交通安全運動 スポーツ大会の運営 (社会参加活動) 労働運動 政治活動 布教活動 選挙の投票	・自分の所属する町内会・PTA・同業者団体のために行う世話はここに含める。 ・自分の所属する地域・団体で行うバザー、お祭り、運動会などへの単なる参加は「10 買い物」、「15 趣味・娯楽」、「16 スポーツ」などとする。
18 交際・付き合い	知人と飲食 冠婚葬祭 同窓会への出席・準備 あいさつ 回り 友人の見舞い 友達との電話・会話 手紙を書く	・交際のための趣味・娯楽、スポーツはそれぞれ「15 趣味・娯楽」、「16 スポーツ」とする。
19 受診・療養	病院での受診・治療 自宅での療養	
20 その他	求職活動 墓参り 仏壇を拝む 調査票を記入する	

別表3 学習・自己啓発・訓練の内容例示一覧

学習・自己啓発・訓練の種類	内容例示
英語	英語 英会話 英語検定
英語以外の外国語	フランス語 ドイツ語 中国語 スペイン語 ロシア語 ハングル
パソコンなどの情報処理	パソコンソフトの使用法 プログラミング パソコンによる資料作成方法
商業実務・ビジネス関係	商業実務 銀行実務 為替実務 マーケティング実務 経理実務 簿記 会計 税務 財務 和・英文タイプ 秘書 国際ガイド フライトアテンダント 同時通訳 経営実務 企業経営 コンサルタント 観光経営 速記 ホテル観光 珠算 編集広報 ビジネス英語
介護関係	在宅介護 訪問介護
家政・家事	家庭経営学 食物学 住居学 児童学 和洋裁 料理 編物 手芸 ししゅう アートフラワー 着付 作法 リビングアート
人文・社会・自然科学	文学 日本文学 言語学 外国語学 比較文学 児童文学 日本史 東洋史 西洋史 歴史学 地理 人文地理学 考古学 哲学 心理学 倫理学 宗教学 仏教学 神学 東洋思想 人文学 文化学 文明学 図書館情報学 行動科学 憲法 民法 商法 刑法 国際法 民事訴訟法 経済法 政治学 経営学 会計学 経済学史 国際経済学 マーケティング 社会学 社会福祉学 文化人類学 新聞学 社会心理学 政治経済学 行政学 国際関係論 都市計画 地域計画 経営工学 数学 応用数学 確率過程論 応用数理学 情報科学 物理学 地球物理学 宇宙物理学 物性学 天文学 応用物理学 化学 無機化学 有機化学 高分子学 生命化学 生物学 生化学 動物学 植物学 生理学 遺伝子工学 地質学 地球科学 鉱物学 大気水圏科学 気象学 基礎科学 海洋科学 原子物理学 環境生物学 農学 農業生物学 造園学 農芸化学 食品工学 食品化学 農業工学 農業機械学 農業経済学 農業経営学 林学 森林工学 獣医学 酪農学 海洋資源学 環境保全学 機械工学 電子通信工学 土木建築工学 応用化学・応用理学 土木・建築 電気・電子 無線・通信 自動車整備 機械 情報処理 医学関係 看護 歯科技術 臨床検査 はり・きゅう・マッサージ
芸術・文化	絵画 油絵 彫刻 版画 造形 アニメーション 手工芸 グラフィックデザイン インテリアデザイン 映像デザイン 音楽の一般理論 声楽 作曲 指揮 音響芸術 楽器演奏 劇音楽 俳優養成 舞踏 能楽 放送芸術 映像芸術 人形劇 大衆芸能 写真 撮影技術 現像 印画 写真芸術 書道 ペン字 レタリング
その他	栄養 調理 理容 美容 親の在り方 親の役割 家庭の教育機能 子供の成長発達 教育学関係 教員養成関係 社会福祉関係 地球環境問題 福祉問題 物価 雇用問題 青少年問題 国際政治 遺伝子問題 「いじめ」問題 一般教養 自動車の運転技能

別表4 ボランティア活動の内容例示一覧

「ボランティア活動」は、「もっぱら他人や社会のため」に行うもので、以下の行動は、ボランティア活動には含めません。
〔宗教活動、政治活動、消費者運動、市民運動、権利主張や政策提言型の運動〕

ボランティア活動の種類		内 容 例 示	
健康や医療サービスに関係した活動		<ul style="list-style-type: none"> ・献血、献血活動への呼びかけ ・巡回医療・診療 ・健康相談 ・薬に関するデータ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院における活動(利用者サービスの向上のための協力、環境整備のための活動、入院患者の生きがいをづくりのための活動)
高齢者を対象とした活動		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と若者(子供)との交流の場づくり ・高齢者へのレクリエーション指導および相手 ・生きがいをづくりのための技能指導 ・ひとり暮らしの高齢者を家庭に招待 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り活動や散歩相手、話し相手 ・寝たきりやひとり暮らしの高齢者への給食サービス ・介護サービス
障害者を対象とした活動		<ul style="list-style-type: none"> ・盲児・し体不自由者の学校などへの誘導 ・障害者の学習指導 ・障害者へのレクリエーションまたは技能指導 ・在宅障害者への友愛訪問、訪問介助サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の社会参加協力(車イスの提供など) ・点訳・朗読・レコーディング・手話などの奉仕 ・難病者への支援
子供を対象とした活動		<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん相談、子育てサロン ・児童遊園地などでのレクリエーション指導 ・子供会や子育て団体の援助・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の学習指導 ・児童保育 ・学校行事の手伝い
スポーツ・	スポーツ	・スポーツ教室における指導	・スポーツ会場の警備
文化・芸術・	社会教育	・各種講習会の開催	・社会人大学の講師
学術に関係した活動	文化・芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽家・芸術家の育成支援 ・市民劇団の開催 ・演劇の鑑賞会の企画 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の継承と普及 ・郷土の歴史研究
	学術	・調査研究、情報収集および提供	・学会・研究会・勉強会の支援
まちづくりのための活動		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に花を植える ・駅の自転車置き場の整理 ・道路・公園などの清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農村の交流 ・地域団体のリーダーとしての活動 ・村おこし・地域おこしの活動
安全な生活のための活動		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険場所点検のための巡回 ・通学路の安全確保活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動 ・「火の用心」の巡回
自然や環境を守るための活動		<ul style="list-style-type: none"> ・廃油を使った石鹸作りの指導 ・海浜美化活動(ゴミ集め) ・環境教育の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の観察・保護 ・砂漠の緑化活動(または植林活動)
災害に関係した活動		<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の確保・輸送 ・災害復旧のための資金の募集・現地での労力奉仕 	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しなどの災害時の救援 ・災害後の被災者への救援
国際協力に関係した活動		<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流・国際親善 ・海外技術協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外への食料援助 ・留学生支援
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談 ・情報システム技術の提供 ・上記に挙げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、または援助の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護者の支援 ・消費者相談